

法人税の額から控除される特別控除額に関する  
明細書

事業 年 度	・ ・	法人名	
-----------	--------	-----	--

別表六(二十七)

平二十四・一・十以後終了事業年度分

法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額	1	(75の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額 円		
当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	2		法人税額超過額 (1)-(3) 円		
法人税額超過構成額の明細					
指し第42条の13第1項各号の該当号等	事業年度又は連結事業年度		当期税額控除可能額		
			法人税額超過構成額		
			① 円		
			② 円		
第1号	前期繰越分	・	5 総額		
		・	6 特別		
		・	7 総額		
		・	8 特別		
		・	9 総額		
		・	10 特別		
		・	11 総額		
		・	12 特別		
		・	13 総額		
		・	14 特別		
		・	15 総額		
		・	16 特別		
		計	17 総額		
			18 特別		
		当期分		19 総額	別表六(六)「9」
				20 特別	別表六(六)「16」
		第2号	前期繰越分	・	21
				・	22
・	23				
・	24				
・	25				
・	26				
計	27			別表六(七)「13」	
当期分		28	別表六(七)「5」		
第3号	当期分		29	別表六(八)「17」	
第4号	前期繰越分	・	30		
		・	31		
		計	32	別表六(十)「20」	
当期分		33	別表六(十)「15」		
第5号	前期繰越分	・	34		
		・	35		
		計	36	別表六(十一)「20」	
当期分		37	別表六(十一)「15」		
第6号	前期繰越分	・	38		
		・	39		
		計	40	別表六(十二)「19」	
当期分		41	別表六(十二)「14」		
第7号	前期繰越分	・	42		
		・	43		
		計	44	別表六(十五)「19」	
当期分		45	別表六(十五)「14」		
			46	別表六(十五)「29」	
第8号	前期繰越分	・	47		
		・	48		
		・	49		
		・	50		
計	51	別表六(十八)「21」			
当期分		52	別表六(十八)「16」		
第9号	前期繰越分	・	53		
		・	54		
		・	55		
		・	56		
		計	57	別表六(十九)「19」	
当期分		58	別表六(十九)「14」		
第10号	前期繰越分	・	59		
		・	60		
		計	61	別表六(二十五)「21」	
当期分		62	別表六(二十五)「16」		
第11号	当期分		63	別表六(二十六)「10」	
旧第9号	前期繰越分	・	64		
		・	65		
		計	66	別表六(二十二)「18」	
当期分		67	別表六(二十二)「13」		
震災特例法 第17条の2 第2項又は 第3項	前期繰越分	・	68		
		・	69		
		・	70		
		・	71		
		計	72	別表六(二十六の二)「21」	
当期分		73	別表六(二十六の二)「16」		
震災特例法 第17条の3第1項	当期分		74	別表六(二十六の三)「7」	
合計			75	(4)	

## 別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成22年改正法附則第78条《法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置》の規定により読み替えられた現下の厳しい経済状況及び雇病情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の措置法（以下「平成23年旧措置法」といいます。）第42条の11《法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税額超過構成額②」の各欄には、「法人税額超過額4」の欄に記載された金額が控除可能期間（措置法第42条の13第1項又は平成22年改正法附則第78条の規定により読み替えられた平成23年旧措置法第42条の11第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第42条の13第1項又は平成23年旧措置法第42条の11第1項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- 3 「旧第9号」の各欄は、平成22年改正法附則第77条《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正前の措置法第42条の11第2項又は第3項《情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。